御殿場市ごみ減量大作戦実行店・事業所認定制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、御殿場市ごみ減量大作戦実行委員会設置要領第4条第2項に基づき、ごみ減量への取組みに優れた店舗及び事業所の認定基準について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この要領は、環境に配慮した事業活動を行っている事業者をごみ減量大作戦実 行店又は事業所として認定することにより、事業者及び消費者のごみ減量意識の高揚 が図られ、ごみの減量化、資源化等を推進していくことを目的として実施する。

(定義)

- 第3条 この要領において、「ごみ減量大作戦実行店」(以下「実行店」という。)とは、 ごみの減量化、資源化その他環境への負荷低減を積極的に推進している店舗として市 の推奨するものをいう。
 - 2 この要領において、「ごみ減量大作戦実行事業所」(以下「実行事業所」という。) とは、ごみの減量化、資源化その他環境への負担低減を積極的に推進している事業所 として市の推奨するものをいう。

(対象者)

- 第4条 実行店の対象となる者は、市内に店舗を有する事業者で、別紙第1項に掲げる 要件を満たしているものでなければならない。
 - 2 実行事業所の対象となる者は、市内に事業所を有する事業者で、別紙第2項に掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(認定等)

- 第5条 実行店又は実行事業所は、ごみ減量大作戦実行委員会会長が認定する。
 - 2 前項の規定による認定を受けようとする者は、ごみ減量大作戦実行店・事業所認定申請書(別紙様式第1号)を会長に提出しなければならない。認定内容に変更があったとき又は再認定を受けようとするときも、同様とする。

(認定証等)

- 第6条 会長は、前条第2項の申請書が提出された場合においては、その内容を審査し、 実行店として認定したときはごみ減量大作戦実行店認定証及び認定表示板を、実行事 業所として認定したときはごみ減量大作戦実行事業所認定証及び認定表示板を申請 した者に交付するものとする。
 - 2 前項により認定された事業者のうち、別紙第1項及び別紙第2項に掲げる要件を 10項目以上満たしている事業者に対し、優良実行店・実行事業所として表彰する。

(認定期間)

第7条 実行店又は実行事業所としての認定(以下「認定」という。)の期間は、認定の日から3年間とする。ただし、再認定を妨げない。

(認定店及び認定事業所)

- 第8条 認定を受けた店舗又は事業所(以下「認定店等」という。)は、市が推奨する 環境に配慮した事業活動を行っている店舗又は事業所である旨の広告等を行うこと ができる。
 - 2 認定店等は、第6条の規定により交付された認定証及び認定表示板を他に譲渡することができない。
 - 3 認定店等は、第1条の目的を達成するために、ごみの減量化、資源化等に積極的 に取り組まなければならない。

(認定の取消等)

- 第9条 会長は、認定店等がこの制度の目的に反したとき又は認定の要件を満たさなくなったときは、認定を取消すことができる。
 - 2 認定を受けた店舗・事業所が業務内容の変更等により認定の要件を満たさなくなった場合、ごみ減量大作戦実行店・事業所廃止届(別紙様式第2号)により認定の取消しを求めることができる。

(活動報告書の提出)

第10条 認定を受けた店舗又は事業所は、毎年、ごみ減量大作戦実行店・事業所活動報告書(別紙様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成18年5月11日から施行する。